

令和2年

第10回 阿賀野市農業委員会総会

議 事 録

令和2年10月30日 招 集

阿 賀 野 市 農 業 委 員 会

令和2年 第10回阿賀野市農業委員会総会会議録

1 令和2年第10回阿賀野市農業委員会総会は、令和2年10月30日(金) 午後1時30分より、阿賀野市 笹神支所 4階 議場に招集された。

2 出席者は次のとおりである。

○農業委員

| | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1番 曾 我 憲 司 | 2番 渡 辺 隆 | |
| 4番 本 間 多佳子 | | 6番 見尾田 正 行 |
| 7番 阿 部 萬紀夫 | 8番 齋 藤 瑞 穂 | 9番 菅 井 茂 |
| 10番 渡 邊 悟 | 11番 五十嵐 佐 敏 | |
| | 14番 笠 原 尚 美 | 15番 柳 壽 一 |
| 16番 大 堀 哲 男 | 17番 小 林 章 男 | 18番 相 馬 重 男 |
| 19番 小 嶋 覚 | | |

○推進委員

| | | |
|-------------|------------|-------------|
| 1番 渡 邊 聡 | 2番 加 藤 卓 也 | |
| 4番 中 村 孝 幸 | 5番 宮 嶋 市 郎 | 6番 能勢山 嘉 雄 |
| 7番 羽 田 正 栄 | 8番 上 松 浩 二 | 9番 小 林 隆 司 |
| 10番 伊 藤 剛 栄 | | 12番 長谷川 政 男 |
| 13番 松 崎 学 | | 15番 蕪 木 緑 |

3 欠席委員

○農業委員

| | | |
|-------------|------------|-----------|
| 3番 上 松 千 恵 | 5番 皆 川 光 浩 | 12番 遠 山 登 |
| 13番 松 田 昭 悦 | | |

○推進委員

| | | |
|-----------|------------|------------|
| 1番 渡 邊 聡 | 4番 中 村 孝 幸 | 8番 上 松 浩 二 |
| 13番 松 崎 学 | | |

4 遅参委員 な し

5 早退委員 な し

6 会長の命により出席した者

| | |
|------|---------|
| 事務局長 | 佐 藤 浩 治 |
| 次長 | 木 村 秀 行 |
| 主幹 | 山 崎 一 之 |
| 主任 | 長谷川 幸 太 |

7 会議の日程は次のとおりである。

| | |
|------|---|
| 日程第1 | 議事録署名委員の指名について |
| 日程第2 | 会期の決定について |
| 日程第3 | 報告第1号 農地法第18条の第6項の規定による通知について |
| 日程第4 | 報告第2号 農地法第3条の規定による許可の取消申請について |
| 日程第5 | 報告第3号 農地転用事実確認証明書の交付について |
| 日程第6 | 報告第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用配分計画の決定について |

- 日程第7 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 日程第8 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 日程第9 議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について
 日程第10 その他

8 審議の結果は次のとおりである。

| | |
|----------------|---|
| 議長（小嶋） | <p>定刻となりましたので、ただ今より総会を開会いたします。 只今の出席委員は、15名です。定足数に達しております。 本日の欠席委員は、3番 上松 委員、5番 皆川 委員、12番 遠山 委員、13番 松田 委員の4名です。 推進委員の欠席委員は、渡邊 聡 委員と中村 委員、上松 浩二 委員、松崎 委員の4名です。</p> <p>それでは、日程第1 議事録署名委員を指名いたします。16番 大堀 委員、17番 小林 委員、18番 相馬 委員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> |
| 委 員 | <p>（「異議なし」の声）</p> |
| 議長（小嶋） | <p>異議なしと認め、議事録署名委員を、16番 大堀 委員、17番 小林 委員、18番 相馬 委員にすることに決定しました。</p> <p>続きまして、日程第2 会期の決定についてお諮りします。 会期については、本日1日限りにしたいと思いますがこれにご異議ございませんか。</p> |
| 委 員 | <p>（「異議なし」の声）</p> |
| 議長（小嶋） | <p>異議なしと認め、会期を本日1日限りにすることに決定しました。 本日の書記は、佐藤事務局長、木村次長、山崎主幹、長谷川主任であります。 日程第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。 長谷川主任、お願いします。</p> |
| 事 務 局 （長谷川） | <p>説明の前に訂正をお願いします。 議案書表紙 報告第2号を「農地法第3条の規定による許可の取消申請について」に訂正ください。よろしくお願いします。</p> <p>それでは説明いたします。 議案書の1ページをご覧ください。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明をいたします。 議案書の読み上げ方を、貸出人・借受人欄を省略し「受付番号」・「土地の所在」・「地目」の順に読み上げさせていただきます。</p> <p>最初に農地法第3条の賃貸借権設定の解約になります。 受付番号29番、水原字下ヶ江（サゲエ）、地目、台帳・現況がともに畑、地積50㎡です。 契約の内容が昭和59年5月2日から昭和60年5月1日まで、法定更新されていた</p> |

ものの解約です。

解約事由が「農地中間管理権設定のため」です。

解約及び引渡年月日がともに令和2年9月15日です。

続きまして農用地利用集積計画の賃貸借権設定の解約になります。

受付番号30番、水原字釈迦堂（シャカドウ）、地目、台帳・現況がともに田、地積454㎡です。

契約の内容が平成31年3月11日から令和3年3月10日まで、解約事由が「農地中間管理権設定のため」です。

解約及び引渡年月日がともに令和2年9月15日です。

農地利用集積円滑化事業であり、31番案件も同様です。

受付番号32番、天神堂字アミダ堂（アミダドウ）、地目、台帳・現況がともに田、地積2,009㎡、これを含めまして合計3筆で6,064㎡です。

契約の内容が平成29年3月11日から令和4年3月10日まで、解約事由が「売買のため」です。

解約及び引渡年月日がともに令和2年9月18日です。

農地利用集積円滑化事業であり、33番案件も同様です。

2ページになります。

受付番号34番、寺社字道山（ミチヤマ）、地目、台帳・現況がともに田、地積2,007㎡、これを含めまして合計2筆で4,035㎡です。

契約の内容が平成31年3月11日から令和6年3月10日まで、解約事由が「経営規模の縮小」のためです。

解約及び引渡年月日がともに令和2年9月24日です。

受付番号35番、寺社字庚塚（コウヅカ）、地目、台帳・現況がともに田、地積297㎡です。

契約の内容が平成25年11月21日から令和5年11月20日まで、解約事由が「経営規模の縮小」のためです。

解約及び引渡年月日がともに令和2年9月28日です。

受付番号36番、寺社字鴨深（カモブケ）、地目 台帳・現況がともに田、地積1,902㎡、これを含めまして合計11筆で7,100㎡です。

契約の内容が平成25年11月21日から令和5年11月20日まで、解約事由が「経営規模の縮小」のためです。

解約及び引渡年月日がともに令和2年9月28日です。

4ページになります。

受付番号37番、寺社字庚塚（コウヅカ）、地目、台帳・現況がともに田、地積26㎡です。

契約の内容が平成25年11月21日から令和5年11月20日まで、解約事由が「経営規模の縮小」のためです。

解約及び引渡年月日がともに令和2年9月28日です。

受付番号38番、上中字諏訪田（スワダ）、地目、台帳・現況がともに田、地積677㎡、これを含めまして合計2筆で2,038㎡です。

契約の内容が平成30年1月6日から令和3年1月10日まで、解約事由が「売買のため」です。

解約及び引渡年月日がともに令和2年10月5日です。

受付番号39番、寺社字花田（ハナダ）、地目、台帳・現況がともに田、地積1,390㎡、これを含めまして合計3筆で5,308㎡です。

契約の内容が平成29年4月11日から令和8年11月10日まで、解約事由が「本人耕作」です。

解約及び引渡年月日がともに令和2年10月5日です。

受付番号40番、田山字沢田（サワダ）、地目、台帳・現況がともに田、地積1,001㎡です。

契約の内容が平成28年4月1日から令和3年3月31日まで、解約事由が「農業廃止」のためです。

解約及び引渡年月日がともに令和2年10月5日です。

受付番号41番、深堀字境堀（サカイボリ）、地目、台帳・現況がともに田、地積500㎡です。

契約の内容が平成30年2月11日から令和5年2月10日まで、解約事由が「農業廃止」のためです。

解約及び引渡年月日がともに令和2年10月5日です。

5ページになります。

受付番号42番、田山字沢田（サワダ）、地目、台帳・現況がともに田、地積1,001㎡です。

契約の内容が平成31年2月11日から令和6年2月10日まで、解約事由が「農業廃止」のためです。

解約及び引渡年月日がともに令和2年10月5日です。

受付番号43番、深堀字境堀（サカイボリ）、地目、台帳・現況がともに田、地積502㎡、これを含めまして合計2筆で1,523㎡です。

契約の内容が平成30年1月11日から令和5年1月10日まで、解約事由が「農業廃止」のためです。

解約及び引渡年月日がともに令和2年10月5日です。

受付番号44番、上江端字六枚橋（ロクマイバシ）、地目、台帳・現況がともに田、地積288㎡です。

契約の内容が平成29年2月11日から令和9年2月10日まで、解約事由が「売買のため」です。

解約及び引渡年月日がともに令和2年10月8日です。

受付番号45番、小浮字鳥尻（トッチリ）、地目、台帳・現況がともに田、地積405㎡、これを含めまして合計4筆で2,885㎡です。

契約の内容が平成30年12月11日から令和5年12月10日まで、解約事由が「借り手の変更」のためです。

解約及び引渡年月日がともに令和2年10月12日です。

6ページになります。

受付番号46番、小浮字鳥尻（トッチリ）、地目、台帳・現況がともに田、地積1,030㎡、これを含めまして合計3筆で3,524㎡です。

契約の内容が令和元年12月11日から令和4年12月10日まで、解約事由が「借り手の変更」のためです。

解約及び引渡年月日がともに令和2年10月12日です。

以上で報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明を終りま

す。

議長（小嶋）

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。
報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

委員

（「なし」の声）

議長（小嶋）

質疑なしと認めます。ご承知おきをお願いします。
続きまして、日程第4 報告第2号 農地法第3条の規定による許可の取消申請について、を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。
長谷川 主任、お願いします。

事務局
（長谷川）

議案書の7ページをご覧ください。
報告第2号 農地法第3条の規定による許可の取消申請について説明をいたします。
受付番号8番、譲渡人・譲受人については記載のとおりです。
土地の所在が六野瀬字萩野（ハギノ）、地目、台帳・現況がともに畑、地籍12㎡、譲受・譲渡理由は、「境界変更のため」です。
契約の内容が平成10年1月1日許可の贈与による所有権移転でした。
取消理由は、贈与する予定で3条許可を受けたが、所有権移転登記をしないまま譲受人が死亡したため、相続人から当初からなかったことにしたいと申し出があったことから、この許可を双方合意で取り消すものです。
受付番号9番、譲渡人・譲受人については記載のとおりです。8番案件の隣地で、内容は8番案件と同様です。
以上で報告第2号農地法第3条第1項の規定による許可の取消について説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。
報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

委員

（「なし」の声）

議長（小嶋）

質疑なしと認めます。ご承知おきをお願いします。
続きまして、日程第5 報告第3号 農地転用事実確認証明書の交付について、を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。
長谷川 主任、お願いします。

事務局
（長谷川）

議案書8ページをご覧ください。
報告第3号 農地転用事実確認証明書の交付について説明をいたします。
受付番号7番 申請者は記載のとおりです。
土地の所在が北本町、地目、台帳が田・現況が宅地、地積105㎡、これを含めまして合計3筆、501㎡です。
転用目的は店舗併用住宅建築敷地です。
許可年月日が昭和44年6月25日、許可番号が新潟県指令芝農地第5128号、及び昭和50年12月24日、新潟県指令芝農地第4535号です。完了年月日は昭和51年6月

30日です。

申請地の確認状況は、9月30日、地区担当委員と事務局で確認してまいりました。

申請地は、昭和51年に計画どおり店舗（自動車整備工場）併用住宅を建築し使用されていましたが、平成20年に競売により申請者に所有権が移り、現在は、建物は残っておりまして、申請者が経営する運転代行の事務所として使用されています。登記地目が農地のままであったため、このたび地目変更登記するものです。

場所につきましては、9・10ページの位置図・案内図をご覧ください。

阿賀野郵便局から北西へ200メートル程の国道49号線沿い位置しています。

11ページの更正図には申請地を塗りつぶしで表示しました。

この農地転用事実確認証明書を10月2日付で申請者宛てに交付したことを報告いたします。

以上で報告第3号、農地転用事実確認証明書の交付について説明を終わります。

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。

この案件について、現地調査を実施しておりますので、現地確認報告をお願いいたします。

17番 小林 委員より報告をお願いいたします。

委 員
(小 林)

17番 小林です。今ほど事務局から説明のあったとおり9月30日に事務局と2人で現地を見て参りました。

10ページの案内図のとおりバイパス端ということで、周りが全部住宅地となっております。皆さんもしょっちゅう通っていると思われる場所で転用を行っても何ら支障のない場所だと見て参りましたけれども、皆さんの慎重なるご審議をお願いいたします。

議長 (小嶋)

ありがとうございました。現地確認報告が終わりました。

報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

委 員

(「なし」の声)

議長 (小嶋)

質疑なしと認めます。ご承知おきをお願いします。

ここで、説明員を交代いたします。

— 説明員 交代 山崎 主幹 —

続きまして、日程第6 報告第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用配分計画の決定について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

山崎 主幹、お願いします。

事 務 局
(山 崎)

報告第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用配分計画の決定について、報告いたします。

令和2年9月30日開催の定例総会で承認された農地中間管理権設定の農地等、全3件、31筆、31,938.91㎡について、報告します。

議案書は 12ページからとなります。

土地の所在地、地目、地積、賃貸借料につきましては、農地中間管理権設定で固定しておりますので、案件ごとの読み上げを省略します。

令和2年11月27日、新潟県が公告をすることから、期間の開始は令和2年11月

28日で、終了については、令和12年10月10日賃貸借料は固定です。
なお、配分計画の譲受人は、農地中間管理事業 農用地等借受申出登録者です。
以上、報告を終わります。

議長（小嶋） ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。
報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

委員 （「なし」の声）

議長（小嶋） 質疑なしと認めます。ご承知おきを願います。
ここで、説明員を交代いたします。

— 説明員 交代 長谷川主任 —

続きまして、日程第7 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。
長谷川主任、お願いします。

事務局（長谷川） 議案書の16ページをご覧ください。
議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明いたします。
今月の申請件数は、所有権移転4件、9筆で面積が3,163㎡です。

受付番号14番 里字外輪橋（ソトワバシ）、地目 台帳・現況がともに田、地積409㎡、これを含めまして合計5筆で966㎡です。
譲受・譲渡理由は「相手方の要望」と「遠方に居住のため耕作困難」です。
契約の内容は、総額で20万円の売買による所有権移転です。

受付番号15番 京ヶ島字居浦（イウラ）、地目、台帳・現況がともに畑、地積200㎡です。
譲受・譲渡理由は「隣接地の取得」と「財産処分」です。
契約の内容は、贈与による所有権移転です。

受付番号16番 嶋瀬字石畑（イシバタケ）、地目、台帳・現況がともに畑、地積707㎡、これを含めまして合計2筆で995㎡です。
譲受・譲渡理由は「経営規模の拡大」と「耕作不便のため」です。
契約の内容は、総額で10万円の売買による所有権移転です。

17ページになります。
受付番号17番 水原字東豆田（ヒガシマエダ）、地目、台帳・現況がともに田、地積1,002㎡です。
譲受・譲渡理由は「経営規模の拡大」と「労力不足」です。
契約の内容は、総額で50万円の売買による所有権移転です。

以上ですが、本議案について、審査基準の全ての項目について、申請書に記載された内容が、当該審査基準に該当するか否かについて説明を申し上げます。
最初に、申請地に小作人がいるかどうかについては、農地基本台帳及び申請者より該当しないことを確認いたしました。
また、譲受人が権利取得後に、今回取得する全ての農地について耕作されるかとい

う点については、譲受人からの聴取及び農機具等の所有状況から耕作が行われるものと判断いたしました。

次に権利取得後の農業従事及び効率的な利用については、通作距離及び農機具等の所有状況等から、問題はないと判断いたしました。

下限面積については、全ての案件について要件を満たしております。

また地域との調和要件については、地区担当委員からの現地調査結果でも「許可相当」との報告をいただいております。

以上で議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。

これから審議に入ります。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、ご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委員

（「なし」の声）

議長（小嶋）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することにご異議ございませんか。

委員

（「異議なし」の声）

議長（小嶋）

異議なしと認めます。従いまして、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し許可することに決定いたしました。

続きまして、日程第8 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

長谷川主任、お願いします。

事務局
（長谷川）

議案書18ページをご覧ください。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明いたします。

受付番号20番、所有権移転による永久転用です。

譲受・譲渡人は記載のとおりです。

土地の所在が岡山町、地目、台帳・現況がともに畑、地積が33㎡、これを含めまして合計4筆で177.61㎡です。

転用目的は個人住宅建築に伴う駐車場・物置用地で、資金計画は記載のとおりで、隣地の宅地を購入して建設する住宅を含む総額を記載しています。

工事期間が令和3年5月1日から令和3年9月1日まで、農地区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が「第一種住居地域」に定められており、第3種農地となります。

許可基準は、第3種農地であれば許可可能であります。

転用事由は、申請者は、このたび自宅を新築するにあたり駐車スペースが不足するため、隣地である当該地を同時購入して駐車場及び物置設置敷地として使用するものです。

場所につきましては、19・20ページ的位置図・案内図をご覧ください。

水原地区岡山町地内、阿賀野高校北側の住宅地の中に位置しております。

21ページの更正図をご覧ください。申請地を塗りつぶしで表示しております。

22ページの土地利用計画図・排水計画図をご覧ください。申請地を太枠で囲って

表示しています。

阿賀野高校前の道路沿いの宅地に住宅を新築する計画で、不足する駐車スペースを北側の狭い公道を挟んで隣接する申請地を農地転用してカーポートと物置の設置スペースにするものです。雨水は勾配をつけて前面の側溝に流す 計画です。

23 ページは申請地の隣に建設する計画の住宅平面図を載せてあります。

24 ページになります。

受付番号21番、所有権移転による永久転用です。

譲受・譲渡人は記載のとおりです。

土地の所在が寺社字曲田（マガリタ）、地目、台帳・現況がともに畑、地籍299㎡です。

転用目的は資材置場で、資金計画は記載のとおりです。

工事期間が令和2年11月20日から令和2年12月31日まで、農地区分は、良好な営農条件を備えている概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内と判断し第1種農地となります。

許可基準は、申請に係る土地の周辺において居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものは許可可能であり、許可できるものです。

転用事由は、申請者は左官業を中心とした土木建築会社で、既存の資材置場が手狭になってきましたが拡張することが不可能であり、新たな資材置場を検討していました。当該地は会社から近く、自動車の出入りにも支障がなく適地であるため、当該地を購入して資材置場とするものです。

場所につきましては、25・26ページの位置図・案内図をご覧ください。

安田寺社地内、住宅と建設機械販売・レンタル会社営業所に隣接する農地であります。

27ページには更正図に申請地を塗りつぶしで表示しております。

28ページは土地利用計画図、排水計画図になります。レンガやブロックを置く資材置場で舗装はしないで碎石敷きにする計画です。

以上で議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。

この案件につきましては、現地調査を実施しておりますので、現地確認委員の報告をお願いします。

20番案件について、4番 本間 委員より現地確認報告をお願いいたします。

委員
（本間）

4番 間です。10月26日、委員5名、事務局1名で現地確認に行き参りました。事務局の説明のとおりであります。

20ページをご覧くださいと住宅地の中に位置しておりますし、22ページにありますとおり排水計画の方もこのようにきちんとしてありましたので、問題ないと見て参りました。以上で報告を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

続いて、21番案件について、15番 柳 委員より現地確認報告をお願いいたします。

委員
（柳）

15番 柳です。今ほど事務局の説明のとおりでありまして、設置個所が集落に隣接している畑を転用するということで、まったく支障なく開発が可能である感じで見参りました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長（小嶋）

ありがとうございました。現地確認報告が終わりました。

これから審議に入ります。議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委 員 (「なし」の声)

議長 (小嶋) 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し許可することにご異議ございませんか。

委 員 (「異議なし」の声)

議長 (小嶋) 異議なしと認めます。従いまして、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し許可することに決定いたしました。

ここで、説明員を交代いたします。

— 説明員 交代 山崎 主幹 —

続きまして、日程第9 議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

山崎 主幹、お願いします。

事務局 (山崎) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、説明申し上げます。

では、表紙をご覧ください。全体の受付状況を申し上げます。

今月の受付状況は

| | | | |
|------------|-----|-----|---------------|
| ・所有権移転 | 6件 | 16筆 | 24,737㎡ |
| ・賃貸借権設定 | 14件 | 81筆 | 71,710.12㎡ |
| ・農地中間管理権設定 | 5件 | 30筆 | 30,720㎡となります。 |

最初に所有権移転の案件です。

議案書は29ページからとなっております。

譲渡人、譲受人の読み上げを省略させていただきます。

受付番号、土地の所在地、台帳・現況地目、地積、内容順に申し上げます。

なお、譲受人のみなさんは、「認定農業者」又は、「あっせん譲受等 候補者名簿」登載者です。

受付番号1番、土地の所在が下山屋字前田、台帳・現況とも田、2,888㎡、これを含め合計5筆 8,272㎡を10a当り70万円で売買するものです。

受付番号2番、土地の所在が寺社字六九、台帳・現況とも田、49㎡、これを含め合計3筆、1,514㎡を10a当り70万円で売買するものです。

受付番号3番、土地の所在が上中字諏訪多、台帳・現況とも田、677㎡、これを含め合計2筆、2,038㎡を10a当り85万円で売買するものです。

30ページをご覧ください。

受付番号4番、土地の所在が次郎丸字山下、台帳・現況とも田、2621㎡、これを含

め合計 2 筆、5,885 m²を 10 a 当り 70 万円で売買するものです。

受付番号 5 番、土地の所在が飯山新字上谷地、台帳・現況とも田、964 m²、1 筆を 10 a 当り 57 万円で売買するものです。

受付番号 6 番、土地の所在が天神堂字アミダ堂、台帳・現況とも田、2,009 m²、これを含め合計 3 筆 6,064 m²を 10 a 当り 65 万円で売買するものです。

続きまして、賃貸借権の設定について説明申し上げます。
なお、更新案件につきましては、説明を省略させていただきます。

3 1 ページをご覧ください。

受付番号 1 番、土地の所在が七石字道端、台帳・現況とも田、23 m²、これを含め合計 17 筆、2,309.33 m²、令和 2 年 11 月 11 日から令和 12 年 11 月 10 日まで、10a 当たり 24,000 円で賃貸借するものです。

3 4 ページをご覧ください。

受付番号 8 番、土地の所在が次郎丸字山下、台帳・現況とも田、2,621 m²、これを含め合計 2 筆、5,885 m²を令和 2 年 11 月 11 日から令和 6 年 2 月 10 日まで 10 a 当り 25,000 円で賃貸借するものです。これについては、3 0 ページ、4 番と同一の集積計画であり、法人と構成員の利用権設定であります。

3 9 ページをご覧ください。

受付番号 1 4 番、土地の所在が高田、台帳・現況とも田、2,999 m²、これを含め合計 6 筆、11,320 m²を令和 2 年 11 月 11 日から令和 7 年 11 月 10 日まで、10a 当たり 20,000 円で賃貸借するものです。

最後に中間管理権設定になります。

4 1 ページからご覧ください。

初めに、今月の全案件の期間は、令和 2 年 11 月 11 日から令和 12 年 11 月 10 日までの設定となっておりますので、期間の読み上げを省略します。

受付番号 1 番、土地の所在が新保字前島、台帳・現況とも田、333 m²、1 筆を 10a 当たり 21,000 円で設定するものです。

受付番号 2 番、土地の所在が月崎字往来道上、台帳・現況とも田、354 m²、これを含め合計 14 筆、11,083 m²を 10a 当たり 20,000 円、0 円で設定するものです。

4 2 ページをご覧ください。

受付番号 3 番、土地の所在が月崎字宮浦、台帳・現況とも田、61 m²、1 筆を 10a 当たり 20,000 円で設定するものです。

受付番号 4 番、土地の所在が上高関字スワ前、台帳・現況とも田、1,228 m²、これを含め合計 12 筆 18,550 m²を 10a 当たり 25,000 円、0 円で設定するものです。

4 4 ページをご覧ください。

受付番号 5 番、土地の所在が上高関字スワ前、台帳・現況とも田、213 m²、これを含め合計 2 筆 693 m²を 10a 当たり 0 円で設定するものです。

以上であります。農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の要件である

・農用地利用集積計画の内容が、基本構想に適合するものであること。

- ・利用権の設定等を受けた後において、備えるべき要件である、
- ・農用地のすべてを効率的に利用して、耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- ・農作業に、常時 従事すると 認められること。
- ・利用権の設定等を受けた後において、農作業に常時従事すると認められない場合の備えるべき要件である、
 - ①地域の農業者との適切な役割分担の下、継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
 - ②利用権を設定する土地について、関係権利者全ての同意が得られていること。の各要件を満たしていると考えます。

また、地域との調和要件については、地区担当委員からの現地調査結果でも、「許可相当」と報告をいただいております。

以上で、議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について説明を終わります。

議長（小嶋） ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。これから審議に入ります。議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご質疑がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

委 員 （「なし」の声）

議長（小嶋） 質疑なしと認めます。お諮りします。議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委 員 （「異議なし」の声）

議長（小嶋） 異議なしと認めます。従いまして、議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり承認することに決定いたしました。続きまして、日程第10 その他について、事務局より何かございますか。

事 務 局 （特になし）

議長（小嶋） 特にないようでございますが、皆さんの方から何かございませんでしょうか。

委 員 （「なし」の声）

議長（小嶋） 特にないようですので、以上で、本日の総会の案件の審議は、全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

— 14時12分終了 —

会議の経過を記載して相違ないことを証するためにここに署名する。

令和2年10月30日

議事録署名委員 16番 ⑩

議事録署名委員 17番 ⑩

議事録署名委員 18番 ⑩

議長
農業委員会会長 ⑩